



三重県公報

令和7年9月5日（金）

第 649 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
告 示			
596	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（ 治 山 林 道 課 ）	2
597	同伴	（ 同 ）	3
598	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 防 災 砂 防 課 ）	5
599	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ 同 ）	5
600	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	（ 教 育 委 員 会 ）	5
選 管 告 示			
79	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	（選挙管理委員会）	6
80	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	（ 同 ）	8
81	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定、異動及び指定の取消しの届出	（ 同 ）	8
82	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	（ 同 ）	9
海 調 委 告 示			
6	三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示	（海区漁業調整委員会）	9
公 告			
	土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（ 農 地 調 整 課 ）	10
	土地改良事業計画の変更認可	（ 同 ）	10
	都市計画の図書の写しの縦覧	（ 都 市 政 策 課 ）	11
	二級建築士の免許を取り消した旨	（ 建 築 開 発 課 ）	11
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	（デジタル改革推進課）	11
	落札者を決定した旨	（ 教 育 委 員 会 ）	17
	一般競争入札を行う旨	（ 警 察 本 部 ）	17

告 示

三重県告示第 596 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 9 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

谷戸 徳松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字法師ケ野 1996 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

森本 浩生

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字新堂垣内 5434

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

梶田 竹次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字東山 139

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 597 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 9 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

竹岡 幸郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町上仁柿字長尾 3214 の 10

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

石上 徳太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町有間野字入会山西山 2229 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

森本 猪一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町有間野字入会山西山 2229 の 2 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

石上 勝

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町有間野字入会山西山 2229 の 5 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

竹中 陽

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町富永字脇谷 976 の 24

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 598 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 7 年 9 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
桃取 8	鳥羽市桃取町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桃取 9	鳥羽市桃取町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 599 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 7 年 9 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
桃取 8	鳥羽市桃取町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日
桃取 9	鳥羽市桃取町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 21 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 600 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 7 年 9 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
三重県高等学校文化連盟
三重県鈴鹿市神戸四丁目 1-80
- 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
令和 7 年度「高校芸術文化祭費」事業に係る出演・出展等の業務委託に係る生徒を引率する県立学校職員の旅費
- 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 79 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 9 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党三重県多気郡第二支部	松 浦 慶 子	中 川 浩 孝	多気郡多気町五桂 1520	令和 7 年 6 月 23 日	政党
伊藤かずなり後援会	伊 藤 一 成	伊 藤 る み	いなべ市員弁町石仏 1908-2	令和 7 年 7 月 31 日	
おおだい未来デザイン	上 瀬 裕 美	上 瀬 裕 美	多気郡大台町神瀬 848	令和 7 年 8 月 4 日	
小川ともこを応援する会	小 川 朋 子	小 川 朋 子	松阪市大口町 1211-7	令和 7 年 5 月 13 日	
片上たかし後援会	中 田 恭 寛	浦 中 優	多気郡大台町熊内 205	令和 7 年 7 月 14 日	
孝和会（中井たかよし後援会）	中 井 孝 佳	中 井 さえ子	北牟婁郡紀北町東長島 180-2	令和 7 年 6 月 26 日	
小阪ふみあき後援会	浜 村 秀 男	磯 田 文 隆	伊勢市神社港 525	令和 7 年 6 月 24 日	
鈴鹿上昇気流の会	桐 生 常 朗	田 中 雅 子	鈴鹿市東旭が丘 4-8-10	令和 7 年 6 月 9 日	
民の力	市 野 修 平	森 一 将	桑名市長島町福吉 351	令和 7 年 7 月 2 日	
筒井尚之後援会	大 西 敏 夫	筒 井 昂 平	多気郡多気町野中 1499	令和 7 年 7 月 8 日	
中西いさむ後援会	中 西 勇	中 西 清 美	松阪市笹川町 608	令和 7 年 6 月 13 日	
中野ゆうこ後援会	中 野 裕 子	中 野 裕 子	津市上浜町 4 丁目 12-1	令和 7 年 8 月 1 日	
東豊浜会	堤 原 吉 治	牧 野 美千代	伊勢市東豊浜町 1039	令和 7 年 6 月 25 日	
松田はやと後援会	松 田 隼	松 田 隼	津市一志町八太 1682-12	令和 7 年 8 月 6 日	
松原りほ後援会	松 原 里 穂	松 原 里 穂	松阪市小阿坂町 396	令和 7 年 5 月 7 日	
みつかるつながる鈴鹿プロジェクト	松 山 加 奈	光 田 智 裕	鈴鹿市道伯 1 丁目 18-21	令和 7 年 7 月 4 日	
藪野裕道後援会	藪 野 裕 道	藪 野 友 裕	伊勢市岡本 3 丁目 20-5	令和 7 年 7 月 2 日	
山木英樹後援会	桃 尾 幸 順	山 木 朱 美	伊勢市浦口 3 丁目 1-29	令和 7 年 5 月 2 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党白山支部	林 衛	代表者	林 衛	中西 公	令和 7 年 6 月 15 日	政党

自由民主党三重県 歯科医師連盟支部	服 部 修	代表者	服 部 修	武 田 良 一	令和 7 年 7 月 1 日	政党
自由民主党三重県 津市第五支部	龍 神 啓 介	主たる 事務所の所在地	津市久居野村町 872-5	津市久居野村町 874-28	令和 7 年 6 月 26 日	政党
自由民主党四日市 市支部	津 田 健 児	主たる 事務所の所在地	四日市市笹川 7-52-2	四日市市垂坂町 883-5	令和 7 年 6 月 28 日	政党
		代表者 会計責任者	津 田 健 児 井 上 進	山 崎 博 荻 須 智 之		
日本共産党北勢地 区委員会	山 本 里 香	代表者	山 本 里 香	谷 中 三 好	令和 7 年 4 月 8 日	政党
立憲民主党三重県 参議院選挙区第 1 総支部	小 島 智 子	主たる 事務所の所在地	桑名市中央町 4 丁目 44	津市万町津 173	令和 7 年 7 月 30 日	政党
あかりの会	森 口 あゆみ	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号かつ 第 2 号に係る国 會議員関係政治 団体	令和 7 年 4 月 17 日	
桐生常朗後援会	桐 生 満	会計責任者	田 中 雅 子	寺 尾 和 人	令和 7 年 6 月 4 日	
小島とも子後援会	山 門 真	主たる 事務所の所在地	津市桜橋 2 丁目 142	津市万町津 173	令和 7 年 8 月 1 日	
すずき英敬氏を支 える歯科の会	服 部 修	代表者	服 部 修	武 田 良 一	令和 7 年 7 月 1 日	
曾我正彦後援会	曾 我 正 彦	政治団 体の名称	曾我正彦後援会	そが正彦後援会 「鈴輝会」	令和 7 年 5 月 14 日	
田村のりひさ氏を 支える歯科の会	花 井 博 祥	主たる 事務所の所在地	津市栗真小川町 中沢 703-1	津市戸木町 7860-2	令和 7 年 7 月 1 日	
中部電力労働組合 政治連盟三重総支 部	山 本 和 典	代表者 会計責任者	花 井 博 祥 中 尾 希 恵	萬 好 哲 也 辻 真理菜	令和 7 年 6 月 3 日	
津歯科医師連盟	花 井 博 祥	主たる 事務所の所在地	津市長岡町 750-23	津市戸木町 7836-2	令和 7 年 7 月 1 日	
		代表者 会計責任者	花 井 博 祥 中 村 優 也	萬 好 哲 也 増 井 正 大		

松阪地区歯科医師連盟	西 村 充 功	主たる事務所 の所在地	松阪市大黒田町 907-3	松阪市上川町 2210	令和 7 年 6 月 19 日
三重県歯科医師連盟	服 部 修	代表者	西 村 充 功	長 井 雅 彦	令和 7 年 7 月 1 日
三重県自動車整備政治連盟	竹 林 武 一	会計責任者	田 中 秀 一	中 原 拓	令和 7 年 6 月 6 日
三重県社会保険労務士政治連盟	岡 寄 佳 男	会計責任者	瀧 谷 英 幸	岩 間 克 二	令和 7 年 5 月 30 日
三重県ひがなつみ後援会	服 部 修	代表者	服 部 修	武 田 良 一	令和 7 年 7 月 1 日
三重県山田宏後援会	服 部 修	代表者	服 部 修	武 田 良 一	令和 7 年 7 月 1 日
森口あゆみ後援会	松 本 裕 樹	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号かつ第 2 号に係る国会議員関係政治団体	令和 7 年 4 月 17 日
龍神けいすけ後援会	龍 神 啓 介	主たる事務所 の所在地	津市久居野村町 872-5	津市久居野村町 874-28	令和 7 年 6 月 26 日

三重県選挙管理委員会告示第 80 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 9 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
日本維新の会衆議院三重県第 2 選挙区支部	森 口 あゆみ	令和 7 年 4 月 17 日	政党
いなべサステナブル	篠 原 史 紀	令和 7 年 6 月 15 日	
中野ゆう子後援会	矢 田 崎 賢 一	令和 7 年 6 月 10 日	
東篤布後援会	東 篤 布	令和 7 年 6 月 9 日	

三重県選挙管理委員会告示第 81 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 9 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
曾 我 正 彦	市議会議員	曾我正彦後援会	鈴鹿市西庄内町 1465	令和 7 年 5 月 14 日
中 野 裕 子	市議会議員	中野ゆうこ後援会	津市上浜町四丁目 12-1	令和 7 年

						8 月 18 日
松 山 加 奈 市議会議員 みつかるつながる鈴 鈴鹿市道伯 1 丁目 18-21 鹿プロジェクト						令 和 7 年 7 月 4 日
2	資金管理団体の異動					
	資金管理団体の届 出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
	龍 神 啓 介	龍神けいす け後援会	主たる事務 所の所在地	津市久居野村町 872-5	津市久居野村町 874-28	令 和 7 年 6 月 26 日
3	資金管理団体の指定の取消し					
	資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日			
	森 口 あゆみ	あかりの会	令和 7 年 4 月 17 日			

三重県選挙管理委員会告示第 82 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 9 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
病院 (略) (略) 松 阪 市 嬉 野 中 川 町 介 護 老 人 保 健 施 設 や ま 1529-1 ゆりの里 (略) (略)	病院 (略) (略) 松 阪 市 嬉 野 中 川 町 介 護 老 人 保 健 施 設 や ま 1529-1 ゆりの里 <u>松 阪 市 東 黒 部 町 835 番</u> <u>介 護 老 人 保 健 施 設 ま と</u> <u>地</u> <u>か た</u> (略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 6 号

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 7 年 9 月 5 日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 禁止漁具

浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点 1(北緯 34 度 18 分 01 秒 東経 136 度 58 分 08 秒(経緯度数値については世界測地系によります。))を結んだ線と基点 1 より 118 度 00 分(真方位)に延長した線より以南の海域を除くものとします。

なお、基点 1 の日本測地系による経緯度数値は、北緯 34 度 17 分 49 秒 東経 136 度 58 分 19 秒です。

2 操業禁止期間

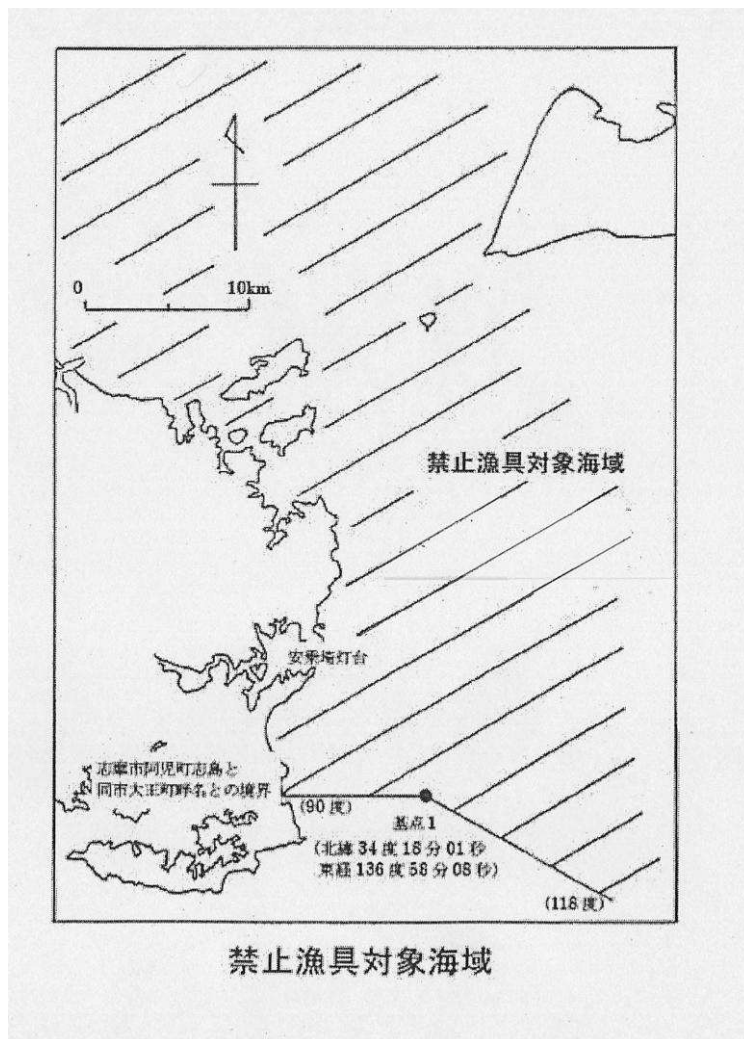
3 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 採捕禁止の対象

600 グラム未満のとらふぐ

4 指示の有効期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで



公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、寺井池土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和7年9月5日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

令和7年9月8日から同年10月7日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地

改良事業（立梅用水土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和7年8月22日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和7年9月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年9月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
四日市都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年9月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和7年8月22日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
水谷 茂之
二級建築士
三重県知事登録第3355号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第1号の規定に基づく申請があったため

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年9月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和15年3月31日（木）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎ほか
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
 - (6) 評価基準額

384, 137, 600 円（消費税及び地方消費税を含みます。）

※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和7年9月17日（水）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和7年10月20日（月）15時までに7(2)の場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、責任者（プロジェクトマネージャ）の出席をお願いします。

(2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課 担当 宮崎

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 担当 前田、星野

電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年10月16日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月25日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月25日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時

令和7年9月26日（金）から同年10月2日（木）15時まで

イ 場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 担当 前田、星野

ウ 方法

提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和7年10月14日（火）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は45分とし、うち説明は15分以内、デモンストレーションは15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の責任者（プロジェクトマネージャ）を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年10月16日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年10月16日（木）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課

案件名 「三重県総合文書管理システム構築・移行・運用保守業務委託」入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和7年10月16日（木）15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部総務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに本システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日時までに 7(1)の場所へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください（必着）。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和 7 年 9 月 10 日（水）15 時まで

結果回答 令和 7 年 9 月 16 日（火）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約

締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Construction, migration, operational support and maintenance of the document management system
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, October 16, 2025.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Thursday, October 16, 2025.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, October 16, 2025.
- (4) Managing Authority:
Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs,
Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3363 (Japanese only)

別記 落札者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価
提案内容を公平かつ客観的に評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価
入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点の比率
技術評価点と価格評価点の比率については、3対1とします。
- (4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。
 - ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
 - イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合
当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

- (1) 大項目の設定
 - ア 全般事項
 - イ 課題
 - ウ 機能要件
 - エ 非機能要件等
 - オ 運用保守業務
 - カ 追加提案
 - キ デモンストレーション
- (2) 大項目配点

「技術評価点」の満点を 3,000 点として、次のように点数を配点します。

ア 全般事項（9 項目）	: 1,000 点
イ 課題（5 項目）	: 250 点
ウ 機能要件（1 項目）	: 300 点
エ 非機能要件等（7 項目）	: 700 点
オ 運用保守業務（4 項目）	: 400 点
カ 追加提案（1 項目）	: 50 点
キ デモンストレーション（6 項目）	: 300 点

(3) デモンストレーション

ア デモンストレーションは、別途案内する技術提案書聴取会において、技術提案内容の説明後に実施します。

イ システム操作の様子を事前に収録した動画を、技術提案書聴取会会場において投影することでデモンストレーションとします。

ウ 動画の長さは合計 15 分以内とします。

エ 技術提案書聴取会でリアルタイムにシステム操作し、デモンストレーションすることは原則として認めません。

オ 音声説明は、動画内での事前のナレーション収録、または、技術提案書聴取会での説明者による口頭説明のどちらでも構いません。

(4) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は、原則 0～10 点までの以下 11 段階で採点します。

ア 標準的な内容であれば「5 点」（以下「基準点」といいます。）とします。

イ 基準点よりレベルの高い提案内容であれば「8 点」とします。

ウ 基準点よりレベルの低い提案内容であれば「2 点」とします。

エ 評価項目に即していない提案内容であれば「0 点」とします。

オ 評価項目別に同点の入札者が 2 者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で 1 点加点／減点します。また、加点／減点後の点数に同点の入札者が 2 者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、さらに 1 点加点／減点します。

(5) 加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、「加重点」を設定します。

(6) 技術評価点の考え方

「項目評価点」は、各委員が評価した点数の合計を委員数で割った平均点に提案書評価表に示す各評価項目の「加重点」を乗じた点数とします。

「項目評価点」の有効数字は、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入します。

「技術評価点」は、「項目評価点」の合計とします。

なお、提案書の総ページ数が 60 ページを超えた場合は、以下の計算により求めた点数を「技術評価点」から減じます。

$$\text{減点数} = \text{超過ページ数} \times 10 + 20$$

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を 1,000 点とし、以下の計算式で算出します。

$$\text{「価格評価点」} = 1,000 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）に消費税及び地方消費税を加えたもの。

※ 令和 7 年度から令和 14 年度までの年度別価格の合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

※ 有効数字は、小数点以下 7 桁目までとし、小数点以下 8 桁目以降は切り捨てとします。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「技術評価点」及び「価格評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の要件をいずれか 1 つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格に消費税及び地方消費税を加えたものが、資料 1「調達説明書（仕様書）」の「3 評価基準額」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 技術評価点が 1,500 点以上であること。

- (3) 資料 2 別紙 1「機能一覧表」の「必須・任意」欄が「必須」となっている機能について、全て実装していること。
- (4) 資料 3 別紙 3「提案書記載依頼事項」の No12 の、公印審査機能と電子契約と連動する仕組みについて提案書に実装することが記載されていること。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 5 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 遠隔授業システム整備業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局高校教育課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 7 年 8 月 5 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市あのか台 4 丁目 6-3
三重リコピー株式会社 代表取締役 松田 幸久 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 56,300,000 円
契約金額 61,930,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 7 年 6 月 20 日 |
-

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 5 日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
 - (2 回目) 小型警ら車（災害対策兼用小型高床バン型） 18 台
 - (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
令和 9 年 3 月 26 日（金）
 - (4) 履行場所（納入場所）
三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はで

きません。

- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和7年10月3日(金)12時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません(併せて、(4)の機能証明書及び(5)のカタログ類を提出してください。調達システム以外で提出する場合は、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。)。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 機能証明書
- (5) カタログ類(納入車両に関する機能がわかる書類)
- (6) 明細書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 奥野

電話 059-222-0110(内線)2262 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

ア 調達説明書

本公告日から令和7年10月16日(木)まで調達システムにより提供します。

イ 仕様書

本公告日から令和7年9月19日(金)17時まで5(1)の場所で配布します。

配布時間は、平日8時30分から17時まで(土、日及び祝日を除く。)

仕様書は、開札後に返却していただきます。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年10月10日(金)17時まで本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年10月10日(金)17時まで通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年10月16日(木)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年10月16日(木)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 (2 回目) 小型警ら車 (災害対策兼用小型高床バン型) の購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 7 年 10 月 16 日 (木) 14 時 10 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含む金額 (免税事業者にあつては、契約希望額) としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則 (平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者 (以下これらを「更生 (再生) 手続中の者」といいます。) のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者 (会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生 (再生) 手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続 (平成 26 年三重県告示第 292 号) に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会 (連絡先: 出納局出納総

務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
(2nd bid) Mini utility vehicle for patrol and disaster relief 18 cars.
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, October 10, 2025.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, October 10, 2025.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, October 10, 2025.
- (4) Managing Authority:
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514
TEL: 059-222-0110 (EXT. 2262)
FAX: 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
